

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎県消費生活センターからの情報です。

配信日 平成28年10月3日

消費生活センターをかたる不審な電話に注意

内容

今日、「数年前の消費のトラブルのことで話がある」と電話があった。誰かと尋ねると「長崎の消費生活センターの者だ」と答えた。私は、4～5年前に県消費生活センターに相談したことがあったが、相手の電話番号が携帯電話だったので怪しいと思い電話を切った。なぜ、以前の消費トラブルのことを知っているのか。また、消費生活センターが携帯電話から電話することがあるのか。

消費生活センターからのアドバイス

消費生活センターは、相談もないのに、数年前の相談に対して電話をすることはありません。また、消費生活センターは携帯電話から電話することはありません。

過去に消費者トラブルにあった人の名簿を悪用し、詐欺グループや悪質業者が被害回復や個人情報の削除などをもちかけるケースがあります。相手の話を鵜呑みにせず、十分に注意してください。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または各市町相談窓口にご相談ください。



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間]平日(月～金曜日)...午前9時～午後5時(12時～13時を除く)
全国共通ダイヤル188(イヤヤ)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957 52 9999)

平戸市消費生活センター
(0950 22 4222)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1111)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957 38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

他各町にも相談窓口があります